

令和7年度
償却資産申告の手引き

兵庫県芦屋市

目次

償却資産の申告について	1
固定資産税における償却資産とは	1
正当な理由なく申告をされない場合	1
虚偽の申告をされた場合	1
記載例 (緑) 償却資産申告書	2
記載例 (青) 種類別明細書 (増加資産・全資産用)	3
記載例 (赤) 種類別明細書 (減少資産用)	4
資産名称別 耐用年数表 五十音順	5
償却資産の申告方法	7
提出方法	7
提出書類	8
申告内容確認のための資料提出のお願い	8
申告書等のダウンロード方法	9
申告書のダウンロード方法	9
個人番号 (マイナンバー) の記載	10
申告の対象となる資産	11
申告の対象となる資産	11
青色申告決算書との照合	11
申告内容の修正に伴う過年度の税額更正	11
申告の対象となる主な資産の例	12
申告の対象とならない資産	14
少額資産等の取扱い	14
リース資産	15
取得価額の不明な資産	15
建築設備における家屋と償却資産の区別	16
移動性・可動性資産	17
償却資産の評価方法等	18
評価額の算出方法	18
評価額の算出例	19
課税標準額の算出方法	19
税額の算出方法	20
税額の算出例	20
税額の通知	20
課税標準の特例	20
参考 固定資産税における償却資産と国税との比較	21

償却資産の申告について

申告が必要な方

- (ア) 毎年1月1日時点において芦屋市内で償却資産を所有されている方
- (イ) 毎年1月1日時点において芦屋市内で事業を行われている方
- (ウ) 前年度まで芦屋市に償却資産の申告をされていた方で、廃業または資産所在地の移転に伴い、1月1日時点で(ア)(イ)のいずれにも該当しなくなる方
- (エ) 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- (オ) 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用されている借主の方
- (カ) 償却資産の所有がわからない場合、使用されている方

※ 市内の償却資産の所有形態や異動状況を把握するために上記の方へ申告をお願いしていますが、納税義務者は償却資産の所有者の方のみです。

固定資産税における償却資産とは

償却資産とは、法人や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が所有している**事業の用に供することができる構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産で、土地・家屋以外のものを指します。**

償却資産の所有者は、土地・家屋の所有者と同様に固定資産税が課税されます。

「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことであり、必ずしも営利または収益を得ることが目的である必要はありません。

また、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も償却資産に含まれます。

正当な理由なく申告をされない場合

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条及び芦屋市市税条例第84条の規定により、10万円以下の過料を科せられることがありますので、必ず申告期限までに申告してください。

また、申告対象の資産を保有しているにも関わらず、申告を行っておられないと市で判断した場合は、地方税法第354条の2の規定により、**所得税・法人税に関する申告書の閲覧及び必要に応じて地方税法第353条に基づき申告対象者(個人・法人)への実地調査又は関係取引先等への反面調査を行います。**

虚偽の申告をされた場合

虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられることがあります。

第26号様式(提出用)

令和 7 年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

交付印 令和 7 年 1 月 20 日 芦屋市長宛		所有者コード				
1 住所 (又は法人所在地)	〒 659-8501 芦屋市精道町7-6 芦屋市役所ビル2F (電話 0797-38-2017)	4 個人番号 又は法人番号	④			
2 納税通知書等 書類の送付先	〒 同上 <input type="checkbox"/> 別途設定する(土地・家屋の所有者は、それらの資産も合算された納税通知書が、この送付先住所へ送付されます。)	5 事業種目 (資本金等の額)	食品製造・販売 (10 百万円)			
3 氏名 (フリガナ) (法人にあっては その名称及び 代表者の氏名)	ア シ ヤ シ ャ ク シ ョ シ ョ ク ヒ ン ③ 芦屋市役所食品 株式会社 (屋号 芦屋市役所カフェ)	6 事業開始年月	昭和61 年 5 月			
資産の種類	取得価額 ⑪ 前年前に取得したもの(イ) ⑫ 前年中に減少したもの(ロ) ⑬ 前年中に取得したもの(ハ)	7 この申告に 応答する者の 係及び氏名	⑤ 経理課 市役所 太郎 (電話 0797-31-2121)			
1 構築物	380000	150000	200000	430000	8 税理士等の 氏名	⑥ 市役所花子税理士事務所 税理士 市役所 花子 (電話 0797-38-2017)
2 機械及び 装置	1600000		2500000	4100000	9 短縮耐用 年数の承認	有 - 無
3 船舶					10 増加償却 の届出	有 - 無
4 航空機					11 非課税 該当資産	有 - 無
5 車両及び 運搬具					12 課税 標準の特例	有 - 無
6 工具、器具 及び備品	2235000	650000	1000000	2585000	13 特別償却 又は圧縮記帳	有 - 無
7 合計	4215000	800000	3700000	7115000	14 税務会 計上の償却方法	定率法・定額法
資産の種類	評 価 額 (イ)	決 定 価 格 (ロ)	課 税 標 準 額 (ハ)	⑨ 19 其他異動状況	15 青 色 申 告	有 - 無
1 構築物				<input type="checkbox"/> 該当資産なし <input type="checkbox"/> 前年度より資産の増減なし <input type="checkbox"/> 廃業・解散・相続(令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> 市外転出(転出先: 市・町・村) <input type="checkbox"/> 法人成り(個人名:) <input type="checkbox"/> 合併(合併前法人名:)	16 市内における 事業所等 資産の所在地	⑦ 芦屋支店 芦屋市精道町7-6 ⑧
2 機械及び 装置				常市記入欄	17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家
3 船舶				新 取 受 入 力	18 借用資産 (リース資産)	⑧ (有・無)
4 航空機				増 減 加 減 減 少 確 認 業	貸主の名称等 芦屋市精道町7-6-501 精道町リース 株式会社 0797-25-1037	⑩ 令和6年10月 「精道町食品㈱」から社名変更
5 車両及び 運搬具				入 力		

- ①住所または法人所在地を記入してください。
- ②住所または法人所在地と異なる送付先へ納税通知書・償却資産申告書の送付を希望される場合に記入してください。
納税通知書は、市内の土地・家屋・償却資産が合算されたものとなりますので、同じ名義で土地・家屋・償却資産を所有されている場合、合算された納税通知書をこちらの送付先にお送りします。
- ③氏名または法人名を記入してください。店舗等の場合は屋号も記入してください。
社名変更や分割等があった場合は、⑩備考欄に旧社名や異動内容を記入してください。
- ④個人番号(マイナンバー)を記入する場合は10ページの書類を添付してください。
- ⑤申告内容に疑義がある場合のお問い合わせ先を記載してください。
- ⑥⑤の方に連絡できない場合、⑥の税理士の方に連絡します。
- ⑦芦屋市内の資産がある事業所の所在地を記入してください。複数ある場合は、支店名等も記入してください。
- ⑧リース等の借用資産がある場合は、貸主の名称、所在、電話番号を記入してください。
- ⑨該当項目がある場合、チェックをしてください。該当項目以外にも特記事項(社名変更、分割等)がある場合は、⑩備考欄に記入してください。

⑪令和6年1月1日以前に取得した資産の取得価額を記入してください。昨年度の申告書の控えがある場合、昨年度の申告書の⑭欄の値と一致していることを確認してください。

⑫令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加した資産の取得価額を記入してください。
⑮種類別明細書(増加資産・全資産用)の内容と一致していることを確認してください。

⑬令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に減少した資産の取得価額を記入してください。
⑯種類別明細書(減少資産用)の内容と一致していることを確認してください。

⑭令和7年1月1日時点で所有している資産の取得価額を記入してください。
⑰前年前取得 - ⑱前年中減少 + ⑲前年中取得となっていることを確認してください。

この償却資産申告書は、異動のない方、資産のない方、廃業された方を含め、すべての方に提出をお願いしています。

所有者コード		令和 7年度 種類別明細書 (増加資産 全資産用)		所有者名		2枚のうち							
				2 枚のうち		2枚目							
行 番 号	資 産 の 種 類 番 号	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数	取得年月	取得価額	耐用年数	増加事由	減価残存率	価 額	課税標準の特例 率 コード	課税標準額	摘 要
					年 月								
01	1		看板	1	5 06 06	200000	3	①・2・3・4	0.0				
02	2		菓子製造用器具	1	5 06 11	2500000	10	①・2・3・4	0.0				
03	6		陳列ケース	1	5 06 08	550000	8	①・2・3・4	0.0				
04	6		レジスター	1	5 06 04	210000	5	①・2・3・4	0.0				
05	6		冷蔵庫	1	5 06 04	240000	6	①・2・3・4	0.0				
06								1・2・3・4	0.0				
07								1・2・3・4	0.0				
08								1・2・3・4	0.0				
09								1・2・3・4	0.0				
10								1・2・3・4	0.0				
11								1・2・3・4	0.0				
12								1・2・3・4	0.0				
13								1・2・3・4	0.0				
14								1・2・3・4	0.0				
15								1・2・3・4	0.0				
16								1・2・3・4	0.0				
17								1・2・3・4	0.0				

① 初めて申告する方は「全資産用」を、それ以外の方は「増加資産」を丸で囲んでください。

② 償却資産申告書と同じ氏名または法人名を記入してください。

③ 資産の種類は次のいずれかの種類に対応する番号を記入してください。

- 1 構築物
- 2 機械及び装置
- 3 船舶
- 4 航空機
- 5 車両及び運搬具
- 6 工具、器具及び備品

※種類の例は12ページをご覧ください。

④ 資産コード欄は空欄でかまいません。

⑤ 資産の名称は、できるだけどのような資産なのか分かりやすいよう記載し、型番のみの表記等は避けてください。法人税または所得税の申告をしている方は、それらの申告で用いているものと同じ名称を記載してください。

⑥ 同じ年月に同じ名称の資産を取得した場合、数量を複数個にして1行にまとめて記入してください。その場合、取得価額は合計額を記入してください。

⑦ 取得年月の年号は、令和なら「5」、平成なら「4」、昭和なら「3」を記入してください。令和6年6月の場合、「5 | 06 | 06」と記入します。中古取得の場合、新所有者が中古で取得した年月を記入してください。

⑨ 耐用年数は、5・6ページの耐用年数表を参照して記入してください。法人税または所得税の申告をしている方は、それらの申告で用いているものと同じ耐用年数を記入してください。

⑧ 資産の取得価額を記入してください。中古取得の場合は、新所有者が中古で取得した価額を記入してください。市外の支店から資産を移動させたような場合は、当初に取得した価額を記入してください。

⑩ 増加事由は、次のいずれかの事由に対応する番号を丸で囲んでください。

- 1 新品取得
- 2 中古取得
- 3 移動による受入れ(市外の支店からの移動等)
- 4 その他

この種類別明細書(増加資産・全資産用)は、次のいずれかに該当する方のみ、提出が必要です。

- ・初めて申告される方
- ・令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に新たに資産を取得された方

第26号様式別表2(提出用)

所有者コード		令和 7 年度 種類別明細書(減少資産用)		所有者名											
				芦屋市役所食品 株式会社											
行 番 号	資 産 の 種 別	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分				摘 要
					年	月	日				1 売却	2 減失	3 移動	4 その他	
01	1	00000008	看板	1	4	01	03	150000	4	02	①・②・③・④	①・②	取得価額50万円のうち、15万円減少		
02	6	00000015	クーラー	1	4	10	09	400000	4	11	①・②・③・④	①・②			
03	6	00000018	陳列ケース	1	4	10	09	250000	4	11	①・②・③・④	①・②			
04											①・②・③・④	①・②			
05											①・②・③・④	①・②			
06											①・②・③・④	①・②			
07											①・②・③・④	①・②			
08											①・②・③・④	①・②			
09											①・②・③・④	①・②			
10											①・②・③・④	①・②			
11											①・②・③・④	①・②			
12											①・②・③・④	①・②			
13											①・②・③・④	①・②			
14											①・②・③・④	①・②			
15											①・②・③・④	①・②			
16											①・②・③・④	①・②			
17											①・②・③・④	①・②			
18											①・②・③・④	①・②			
小 計															

① ③ 償却資産申告書と同じ氏名または法人名を記入してください。

⑨ 減少した資産を当初取得して申告した年度を記入してください。通常は⑥取得年月の年+1の年度となります。

⑩ 減少の事由は次のいずれかの事由に対応する番号を丸で囲んでください。
 1 売却
 2 減失
 3 移動(市外の支店への移動等)
 4 その他

⑪ 減少の区分は次のいずれかの区分に対応する番号を丸で囲んでください。
 1 全部減少
 2 一部減少

この種類別明細書(減少資産用)は、令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に減少した資産がある方のみ、提出が必要です。

この明細書に記入する際は、**予め前年までの申告資産が印字されている(黒)種類別明細書(増加資産・全資産用)**を手元に用意します。

- ある資産の**全部**が減少している場合
 - (黒)種類別明細書(増加資産・全資産用)を見ながら、全部減少した資産の**②③④⑤⑥⑦⑧**全ての項目を転記します。
 - ⑨申告年度・⑩減少事由を記入し、⑪減少区分は「1」を○で囲みます。
- ある資産の一部だけ減少している場合
 - (黒)種類別明細書(増加資産・全資産用)を見ながら、一部減少した資産の**②③④⑥⑧**の内容を転記します。
 - ⑤数量には**減少した数量**、⑦取得価額には**減少した価額**を記入し、⑫摘要欄に**減少の詳細**を記入します。
 - ⑨申告年度・⑩減少事由を記入し、⑪減少区分は「2」を○で囲みます。

資産名称別 耐用年数表 | 五十音順

「(青)種類別明細書(増加資産・全資産用)」の耐用年数欄の記入の際に参照してください。

資産名称	耐用年数	資産名称	耐用年数
ア アーケードまたは日よけ設備		キ 給排水設備	15
・主として金属製のもの	15	金庫	
・その他のもの	8	・手さげ金庫	5
アスファルト舗装	10	・その他のもの	20
アンテナ(放送用・無線通信用のもの)	10	ク クルーザー(20t未満)	4
イ 衣装	2	クルーザー(20t以上)	7
インターホン設備	6	ケ 顕微鏡	8
エ エアコン	6	コ コインロッカー	10
衛生設備	15	光学検査機器	
オ 応接セット		・ファイバースコープ	6
・接客業用のもの	5	・その他のもの	8
・その他のもの	8	コンクリート舗装	15
カ 外構工事	10	シ 歯科診療ユニット	7
ガス機器	6	室内装飾品	
ガス設備	15	・主として金属製のもの	15
ガソリン・液化石油ガススタンド設備	8	・その他のもの	8
楽器	5	自動販売機	5
カーテン	3	事務用机及び椅子	
可動間仕切り		・主として金属製のもの	15
・簡易なもの	3	・その他のもの	8
・その他のもの	15	じゅうたん	3
カメラ	5	手術機器	5
カラオケ	5	消毒殺菌用機器	4
簡易建物(仮設のもの)	7	食卓	5
看板		食料品製造業用設備	10
・店頭にあるたて看板	3	寝具	3
・そで看板 主として金属製のもの	10	ス 水上バイク	4
その他のもの	5	スポーツ具	3
キ 機械式駐車設備	10	セ 製氷機	6
キャビネット		洗濯機	6
・金属製のもの	15	ソ 葬儀用具	3
・その他のもの	8	測定機器	5

資産名称	耐用年数	資産名称	耐用年数
タ タイムレコーダー	5	フ ファクシミリ	5
太陽光発電システム	17	フォークリフト	4
タオル蒸器	5	複写機	5
暖房用機器	6	へ 塀	
チ 治具及び取付工具	3	・金属製	10
厨房用品		・コンクリート製	15
・陶磁器製またはガラス製	2	ベッド	8
・その他のもの	5	ホ 放送設備	6
調剤機器	6	放送用配線	10
陳列棚及び陳列ケース		望遠鏡	5
・冷凍機付または冷蔵庫付	6	舗装路面	
・その他のもの	8	・コンクリート敷、ブロック敷、石敷	15
ツ 通信機器	6	・アスファルト敷	10
通信ケーブル		マ 麻雀（遊戯具）	5
・光ファイバー製	10	マットレス	3
・その他のもの	13	ム 無人駐車管理装置	5
通信業用設備	9	モ モーターボート	4
テ テレビジョン	5	木材または家具を除く木製品製造業用設備	8
電話設備	6	ユ 遊戯具	5
電子式卓上計算機	5	ヨ 窯業、または土石製品製造業用設備	9
電気設備	15	ラ ラジオ	5
電気機器	6	LAN配線	10
ト 時計	10	リ 理容機器	5
度量衡器	5	緑化施設	20
床用敷物	3	ル ルーター	10
ナ 内装	10	レ 冷蔵庫	6
内装 簡易なもの	3	冷房用機器	6
ネ ネオンサイン	3	レントゲン	
ネット設備	15	・固定式	6
ハ パソコン		・移動式	4
・サーバー	5	レジスター	5
・サーバー以外	4	ロ ロッカー	15

償却資産の申告方法

提出方法

(ア) eLTAXで申告される場合

芦屋市では、地方税ポータルシステム eLTAX (エルタックス)を利用したインターネットによる電子申告を受け付けています。

手続きの方法及び操作方法については、eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせいただくか、eLTAX のホームページをご覧ください。

- eLTAXホームページ
<https://www.eltax.lta.go.jp>
(利用時間 8:30~24:00 (土・日・祝日、年末年始 12/29~1/3 は除く。))
- eLTAXヘルプデスク
電話番号 0570-081459
(上記の電話番号でつながらない場合 : 03-6745-0720)
(受付時間 9:00~17:00(土・日・休祝日、年末年始 12/29~1/3 は除く。))

(イ) 郵送にて提出される場合

〒659-8501
芦屋市精道町7番6号
芦屋市役所 課税課固定資産税係 償却資産担当 宛

上記宛先に送付してください。

なお、受付印を押印した申告書の控えが必要な場合、必ず切手を貼付した返信用封筒に返送先の住所・氏名を記入して申告書に同封してください。

切手が貼付された返信用封筒がない場合は控えの返送はできませんので、あらかじめご了承ください。

(ウ) 窓口にて提出される場合

芦屋市役所 本庁舎 北館2階 固定資産税係窓口

上記窓口までお越しください。

提出書類

申告者の区分	提出が必要な書類	申告の対象となる資産
初めて申告される方 前年度に電算処理方式により申告された方	<ul style="list-style-type: none"> ③ 償却資産申告書 ④ 種類別明細書(増加資産・全資産用) 	令和7年1月1日時点において所有されている 償却資産全て
増加または減少した資産がある方	<ul style="list-style-type: none"> ③ 償却資産申告書 ④ 種類別明細書(増加資産・全資産用) ⑤ 種類別明細書(減少資産用) 	令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に 増加または減少した償却資産
増加または減少した資産がない方	<ul style="list-style-type: none"> ③ 償却資産申告書 19その他異動状況の「前年度より資産の増減なし」にチェックしてください。	
償却資産を所有していない方	<ul style="list-style-type: none"> ③ 償却資産申告書 19その他異動状況の「該当資産なし」にチェックしてください。	
償却資産の増減以外で事業状況等に異動がある方	<ul style="list-style-type: none"> ③ 償却資産申告書 19その他異動状況の該当項目にチェックをし、括弧内に内容を記入してください。該当項目がない場合は、20備考に詳細を記入してください。	

※ 償却資産申告書及び種類別明細書の記入例については、2～4ページの記入例を参照してください。

※ 償却資産申告書及び種類別明細書は、芦屋市ホームページからもダウンロードできます。ダウンロード方法の詳細は、次ページをご覧ください。

※ ⑤種類別明細書は控え用のみ送付しています。

資産の増減がなければ、申告書の19その他異動状況欄の「前年度より資産の増減なし」にチェックを付けて、申告書のみご提出ください。増減資産を追記して提出用の全資産明細として使用される場合、控え用は追記後に各自コピーして保管ください。

申告内容確認のための資料提出のお願い

申告資産の確認のために、地方税法353条の規定を根拠として以下の書類の提出をお願いする場合があります。資料提出の依頼があった場合は、お手数ですが、ご協力をお願いします。

(ア) 法人事業者の方

- 直近の法人税確定申告書(控)中の別表1及び16と減価償却資産個別明細書
- その他減価償却の明細がわかる書類

(イ) 個人事業者の方

- 直近の所得税の青色申告決算書(控)
- その他減価償却資産の明細がわかる書類

申告書等のダウンロード方法

申告書のダウンロード方法

- ① インターネットで芦屋市ホームページ「<https://www.city.ashiya.lg.jp>」を開きます。
- ② トップページ下の検索欄で「償却資産」と入力し、右の検索ボタンをクリックします。



- ③ 検索結果の中から、「償却資産申告関係書類 - 芦屋市」をクリックします。



- ④ 申告書類がPDFでダウンロードできますのでご利用ください。



個人番号(マイナンバー)を記入される場合は、①番号確認(正しい個人番号であることの確認)及び②身元確認(番号提供者が番号の持ち主であることの確認)の両方が必要です。次の書類を添付して提出してください。

①番号確認（下記のうちいずれかのコピー）

- ・ 個人番号カード
- ・ 通知カード（住民票と住所が一致している場合のみ利用可能）
- ・ 個人番号が記載された住民票の写し

②身元確認（下記のうちいずれかのコピー）

- ・ 個人番号カード
- ・ 運転免許証
- ・ パスポート

※上記のほか、写真の表示等がなされ、氏名、生年月日または住所が確認できる公的書類などが利用可能です。

なお、税理士が代理人として申告する場合は税務代理権限証書及び税理士証票が、親族その他代理人が申告する場合は委任状及び代理人の身元確認書類等が、別途必要となります。

申告の対象となる資産

申告の対象となる資産

毎年1月1日現在、事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

また、償却資産の取得年月とは、原則として資産の所有権を取得し、かつ、その資産が事業の用に供することができる状況におかれた時点の年月をいいます。

なお、次のような資産も1月1日現在、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- 耐用年数が経過した**償却済資産**
- **建設仮勘定**で経理されている資産及び**簿外資産**
- **未稼働、遊休状態の資産**
- 資本的支出に該当する**改良費**
- 取得価額が30万円未満の資産で、租税特別措置法第28条の2または第67条の5の適用により**即時償却した資産**
- 法人税を課されない**公益法人や公共法人などが所有する償却資産**
- **テナントの賃借人が取り付けた内装、造作、建築設備等**（賃借人が申告対象者）
- **使用可能な期間が1年未満または取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの**

青色申告決算書との照合

固定資産税において申告すべき償却資産は、**税務署へ申告されている青色申告決算書等において減価償却資産として計上されている資産とほぼ同一**となります。（ただし、特許料などの無形固定資産、自動車税の対象となる自動車などは除きます。）

地方税法第354条の2（所得税または法人税に関する書類の閲覧等）に基づき、青色申告決算書を閲覧し、芦屋市へ申告いただいている内容と税務署へ申告された内容が一致しない場合、修正申告をお願いする場合があります。

申告内容の修正に伴う過年度の税額更正

申告内容の修正や資産の申告漏れ等があった場合、原則として資産の取得年の翌年度まで遡って税額が更正されます。

申告の対象となる主な資産の例

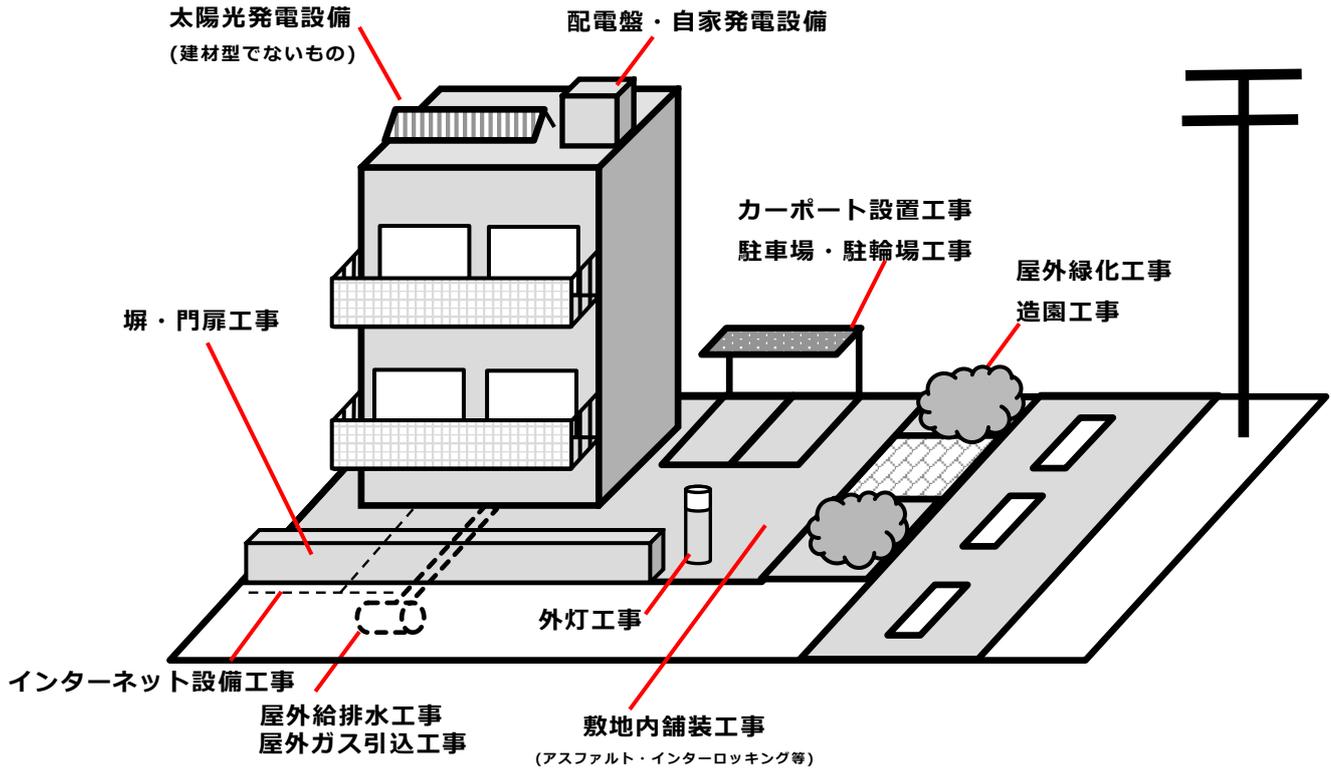
【業種別資産例】

業種	主な資産の例
事務系	事務机、事務椅子、応接セット、キャビネット、パソコン、ロッカー、コピー機、FAX、金庫、テレビ、ルームエアコン、内装・内部造作、LAN配線
小売業	陳列ケース、棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、レジスター
飲食業	接客用家具、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、看板、放送設備
医療業	CTスキャン、レントゲン機器、ベッド、手術台、心電計、X線装置
理容業・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ、理・美容機材、棚、接客用家具
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン、給排水設備
駐車場業	柵、照明等の電気設備、駐車場装置

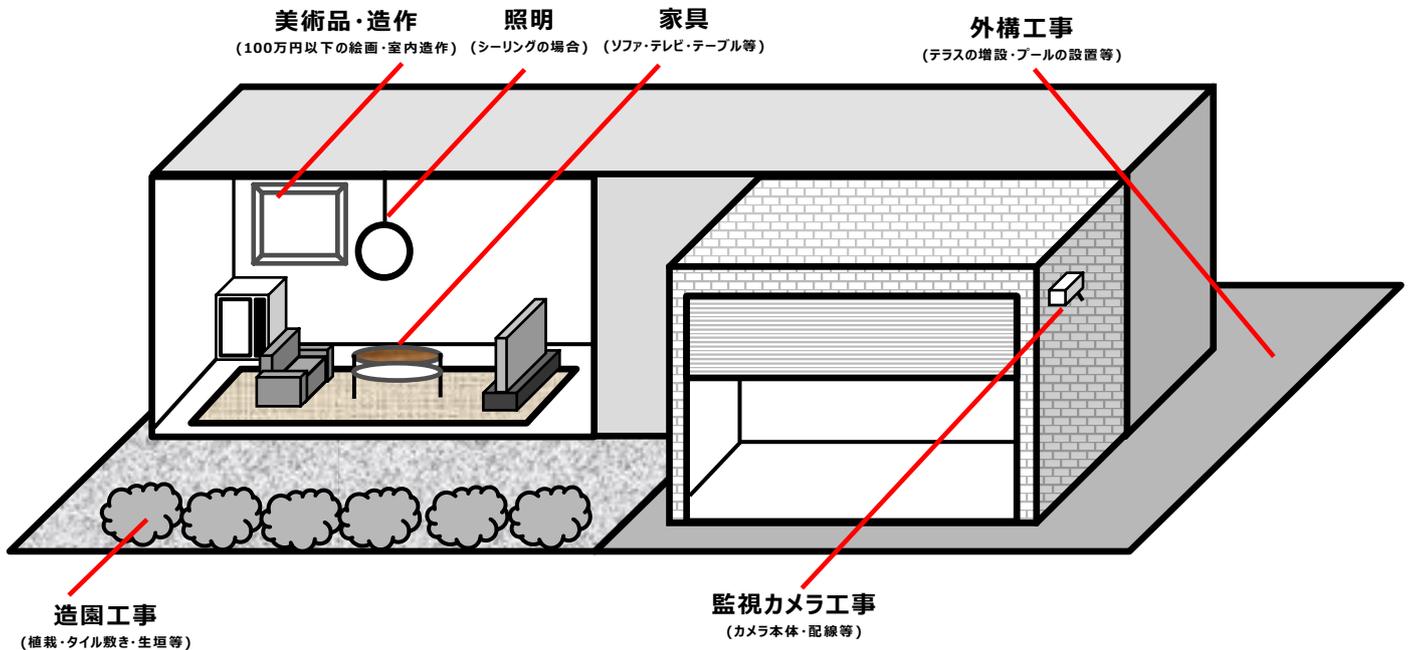
【種類別資産例】

資産の種類	主な資産の例
1 構築物	舗装路面、駐車場設備、門・塀等の外構工事、フェンス、看板・広告塔
建物付属設備	受変電設備、予備電源設備、屋外給排水・ガス引込み設備、内装・内部造作
2 機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、駐車場機械装置、医療機器
3 船舶	釣船、漁船、ヨット、クルーザー、プレジャーボート、水上バイク
4 航空機	飛行機、ヘリコプター
5 車両及び運搬具	大型特殊自動車、フォークリフトなどの構内運搬車 (自動車税または軽自動車税の課税対象となるものは除く)
6 工具・器具及び備品	事務机、事務椅子、パソコン、陳列ケース、テレビ、プリンター、ルームエアコン、看板、医療機器、応接セット

【償却資産として申告が必要なもの(賃貸住宅の場合)】



【償却資産として申告が必要なもの(法人所有の住宅の場合)】



※賃貸住宅や法人所有の住宅等で、法人税・所得税に関する申告において資産として計上されている方は、上の図のような資産について申告が必要となります。

申告の対象とならない資産

次の資産は、償却資産の対象になりません。

- アプリケーションソフトウェア、特許権等の**無形固定資産**
- 商品・貯蔵品等の**棚卸資産**、開業費・試験研究費等の繰延資産
- **自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの**
- **少額資産**に該当するもの（詳細は下段参照）
- 平成20年4月1日以降に締結された**所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産**で、その所有者が取得した際の**取得価格が20万円未満のもの**

少額資産等の取扱い

償却資産の申告の対象から除外される少額資産とは、地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、次のものになります。

- **取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金または必要な経費に算入したもの**
- **取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの**

なお、租税特別措置法の規定により中小企業特例を適用して損金算入した資産については、償却資産の申告対象となります。

●:申告対象、×:申告対象外

償却方法	資産の取得価額(※1)			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却(※2)	●	●	●	●
一時損金算入	×	—	—	—
3年一括償却	×	×	—	—
中小企業特例	●	●	●	—

※1 表内で申告対象となっている資産であっても、地方税法施行令第49条ただし書により、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産については、その取得価額が20万円未満のものは償却資産の申告対象外となります。

※2 個人の方が、平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した10万円未満の資産については、すべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

リース資産

リース資産はリースの形態によって、下表のとおり償却資産の申告者が異なります。

	取引形態	固定資産税 の取扱い	国税の取扱い 参考
ファイナンス・ リース取引	広く一般に行われているリース取引で、企業等が必要とする機械設備等を購入する代わりにリース会社はその資産を購入して企業等に賃貸し、リース期間中にリース料の形で資産の購入代価、金利等を回収するという形態のものを指します。		
所有権移転外	ファイナンス・リース取引のうち、 所有権移転ファイナンス・リース取引以外のもの を指します。 なお、平成20年4月1日以降に締結された所有権移転外ファイナンス・リース取引で、その所有者が取得した際の取得価格が20万円未満のものは、償却資産の対象に含みません。	貸主	借主
所有権移転	ファイナンス・リース取引のうち、 リース期間経過後にその資産を無償または名目的な対価による譲渡、若しくは無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のもの を指します。所有権留保付売買として扱うリース取引です。	借主	借主
オペレーティング・ リース取引	ファイナンス・リース取引以外のすべてのリース取引を指します。	貸主	貸主

取得価額の不明な資産

- (ア) 再取得価額が明らかである場合
実際に当該資産を取得した年月、再取得価額で申告してください。
- (イ) 再取得価額が明らかで、当該償却資産が承継して取得されたもので新品以外のものである場合
取得年月は実際に資産を取得した年月、取得価額は耐用年数に応じて減価した後の価額で申告してください。
- (ウ) 再取得価額が明らかでない場合
「資産再評価の基準の特例に関する省令」第2条又は第3条の規定の例により推定して求めた当該償却資産の取得の時期における正常な価額を取得価額とします。
前所有者の申告年月、取得価額がわかる場合は、その取得した年月、取得価額で申告してください。また、相続により資産を引き継いだときも被相続人の取得年月・取得価額を引き継いで申告してください。
- ※ 再取得価額とは、当該年度の賦課期日に一般市場において当該償却資産を新品として取得するために通常支出すべき金額をいいます。

建築設備における家屋と償却資産の区別

固定資産税において、家屋に取り付けられている建築設備は、その様態によって家屋と償却資産に区分して課税されます。

家屋として取り扱うもの	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の所有者が所有する電気設備、給排水設備、ガス設備、空調設備のような家屋と構造上一体となり、家屋の効用を高めるもの
償却資産として取り扱うもの	<ul style="list-style-type: none"> 構造的に家屋と一体となっておらず、独立した機器としての性格が強いもの 特定の生産または業務の用に供されるもの

また、賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナント）等が事業のために取り付けた内装、造作、建築設備等の事業用設備は、テナントの方に償却資産として固定資産税が課税されます。これらをまとめると下表のようになります。

【家屋と償却資産の区分表】

設備等の種類	設備等の例	家屋の所有関係	
		自己所有	借家
建築工事	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式	家屋	償却資産
電気設備	屋外電灯コンセント設備、屋外照明器具設備	償却資産	償却資産
	屋内電灯コンセント設備、屋内照明器具設備	家屋	償却資産
	LAN設備	償却資産	償却資産
	火災報知器	家屋	償却資産
給排水・衛生設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用の給排水・ガス設備	償却資産	償却資産
	上記以外の給排水・ガス設備	家屋	償却資産
	消火設備・排煙設備・災害報知設備	家屋	償却資産
空調設備	壁掛型ルームエアコン、特定の生産または業務用設備	償却資産	償却資産
	上記以外の設備	家屋	償却資産
その他の設備	飲食店、寮、病院、ホテル等の厨房設備	償却資産	償却資産
外構工事	門・塀・緑化施設等工事一式	償却資産	償却資産

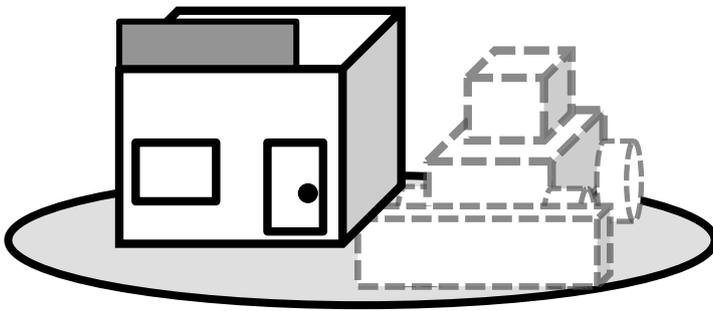
移動性・可動性資産

船舶・車両・航空機等自力によって移動できる資産を「**移動性資産**」、建設用の機械など、他の機械力その他によって移動させることができ、なおかつ工事現場や作業場などの移動に伴って、その所在が移動していく資産を「**可動性資産**」といい、これらも償却資産として固定資産税の対象となります。

下記の表にあるような資産を**毎年1月1日に芦屋市内で使用又は保管されている場合、芦屋市へ償却資産の申告が必要となります。**

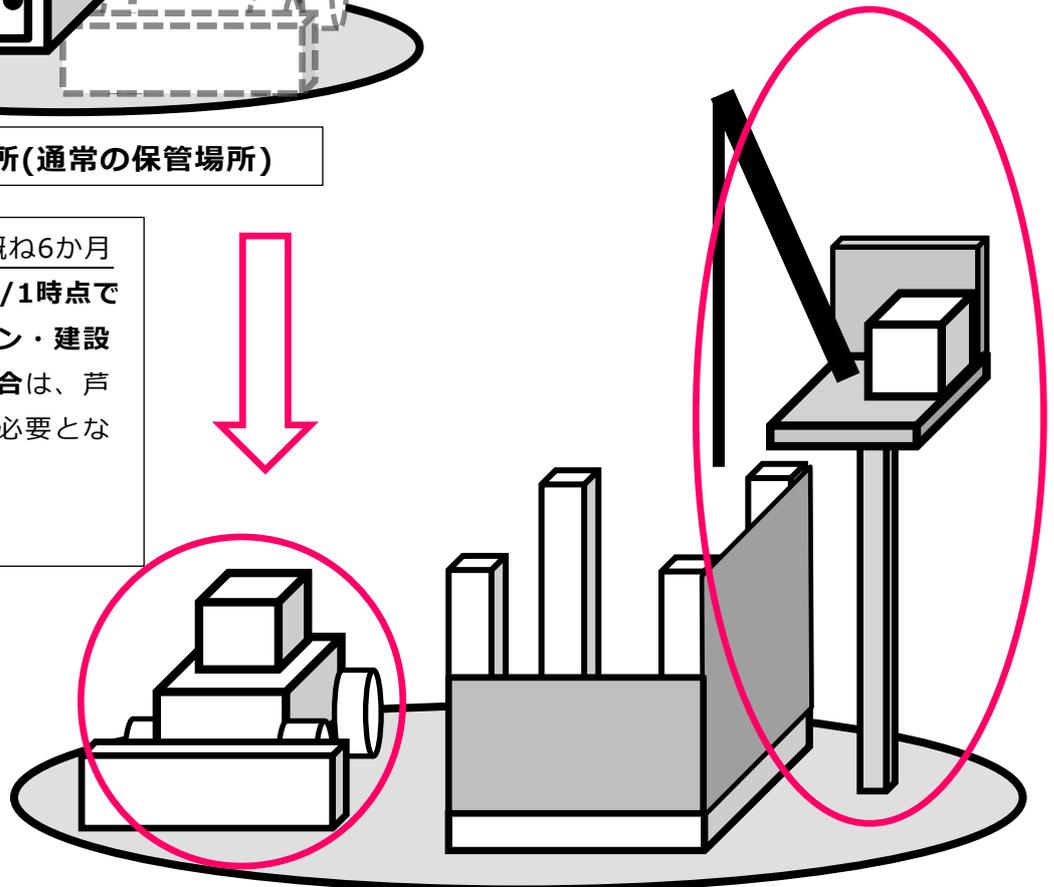
【移動性・可動性資産の例】

移動性資産	プレジャーボート、クルーザー、水上バイク
可動性資産	タワークレーン、クレーン車等の土木建設用機械



他市所在の事業所(通常の保管場所)

長期に渡る建設工事等(概ね6か月以上の期間)において、**1/1時点で芦屋市内にタワークレーン・建設機械等が存在している場合は、芦屋市での償却資産申告が必要となります。**



建設現場等(芦屋市内)

償却資産の評価方法等

評価額の算出方法

償却資産の評価額は、固定資産評価基準に基づき、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数をもとにして、資産ごとに次の計算式により算出します。

取得時期	評価額の算出方法
前年中に取得したもの	取得価額 \times $\left(1 - \frac{\text{減価率}}{2}\right) = \text{評価額}$
前年よりも前に取得したもの	前年の評価額 \times $(1 - \text{減価率}) = \text{評価額}$

※ 評価額の最低限度は取得価額の5%になります。

減価率と耐用年数に応じた減価残存率は下表のとおりです。

耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得の場合 (1 - 減価率/2)	前年前取得の場合 (1 - 減価率)
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.840	0.681
7	0.280	0.860	0.720
8	0.250	0.875	0.750
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825
13	0.162	0.919	0.838
14	0.152	0.924	0.848
15	0.142	0.929	0.858
16	0.134	0.933	0.866
17	0.127	0.936	0.873
18	0.120	0.940	0.880
19	0.114	0.943	0.886
20	0.109	0.945	0.891
21	0.104	0.948	0.896
22	0.099	0.950	0.901
23	0.095	0.952	0.905
24	0.092	0.954	0.908
25	0.088	0.956	0.912

(固定資産評価基準 別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成)

評価額の算出例

(ア) 前年中取得の資産

取得年 令和6年
取得価額 3,500,000円
耐用年数 10年

年度	取得価額	減価残存率	評価額
令和7年度	3,500,000 円	× 0.897	= 3,139,500 円

(イ) 前年前取得の資産

取得年 令和5年
取得価額 2,540,000円
耐用年数 6年

年度	前年度評価額 (初年度のみ取得価額)	減価残存率	評価額
令和6年度	2,540,000 円	× 0.840	= 2,133,600 円
令和7年度	2,133,600 円	× 0.681	= 1,452,981 円

(ウ) 前年前取得の資産で、評価額が取得価額の5%まで減価した資産

取得年 平成31年
取得価額 250,000円 (取得価額5% 12,500円)
耐用年数 3年

年度	前年度評価額 (初年度のみ取得価額)	減価残存率	評価額
令和2年度	250,000 円	× 0.732	= 183,000 円
令和3年度	183,000 円	× 0.464	= 84,912 円
令和4年度	84,912 円	× 0.464	= 39,399 円
令和5年度	39,399 円	× 0.464	= 18,281 円
令和6年度	18,281 円	× 0.464	= 8,482 円 ⇒ 12,500 円
令和7年度	令和6年度で取得価額の5%を下回っているため、 令和6年度以降の評価額は12,500円		12,500 円

課税標準額の算出方法

課税標準額 = 各資産の評価額の合計 (1,000円未満切捨て)

※ 免税点は150万円のため、課税標準額が150万円未満の場合、固定資産税は課税されません。

※ 課税標準の特例を受ける資産がある場合は、上記の算式によらず、評価額に法定の特例率を乗じた額をもとにして課税標準額を算出します。

税額の算出方法

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率}1.4\% \text{ (100円未満切捨て)}$$

※ 芦屋市内に土地・家屋を所有されている場合、土地・家屋・償却資産全ての課税標準額を合算したものに税率を乗じて固定資産税の税額を算出します。

税額の算出例

19ページの(ア)(イ)(ウ)の3個の資産のみ所有しており、土地・家屋を所有していない場合、令和6年度の税額は次のように算出します。

$$\begin{aligned} \text{課税標準額} &= \text{評価額の合計 } 3,139,500\text{円} + 1,452,981\text{円} + 12,500\text{円} \\ &= 4,604,000\text{円 (1,000円未満切捨て)} \\ \text{税額} &= \text{課税標準額 } 4,604,000\text{円} \times \text{税率}1.4\% \\ &= 64,400\text{円 (100円未満切捨て)} \end{aligned}$$

税額の通知

- ※ 固定資産税の納税通知書は4月上旬の送付を予定していますが、期限までに申告書をご提出いただけない場合は納税通知書の送付が遅れることがあります。
- ※ 過年度分について追加課税となった場合、過年度分については直近の納期に全額を納めていただくこととなりますのでご注意ください。

課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に定める要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られています。このうち、地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）によって、条例で特例率を定めた主なものは次のとおりです。該当資産を新規で取得された場合は、適用に係る証明書等を提出してください。

【わがまち特例等の対象となる主な資産】

対象	特例率	適用期間	取得時期等の要件
公共下水道の利用者が設置した一定の除害施設（新たに下水道が整備されたことにより除害施設の設置義務が生じる者が取得するものに限る）	4/5	制限なし	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得
一定の工場等の汚水または廃液の処理施設（油水分離装置、污泥処理装置等）	1/2	制限なし	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得
一定の太陽光発電設備（温暖化対策推進法に規定する認定地域脱炭素化推進事業計画に従って取得した設備又はペロブスカイト太陽電池を使用したものに限る）	出力1,000kW未満	3年間	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得
	出力1,000kW以上		
家庭的保育事業の用に供するもの	1/2	制限なし	要件なし
居宅訪問型保育事業の用に供するもの	1/2	制限なし	要件なし
事業所内保育事業（定員5人以下）の用に供するもの	1/2	制限なし	要件なし

参考 | 固定資産税における償却資産と国税との比較

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の基準日	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	定率法	建物以外の一般資産は定率法、定額法の選択が可能
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められない	認められる
特別償却、割増償却	認められない	認められる(租税特別措置法)
増加償却	認められる	認められる(法人税・所得税法)
陳腐化償却(耐用年数の短縮)	認められる	認められる
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価
少額減価償却資産 (使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の資産)	損金算入したものは課税対象外	損金算入が可能
一括償却資産 (取得価額が20万円未満の減価償却資産)	損金算入したものは課税対象外	3年間で損金算入が可能
即時償却資産 (中小企業で租税特別措置法を適用して取得された30万円未満の減価償却資産)	課税対象	損金算入が可能

